特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会 選挙規程

（目的）

第１条 本規定は、定款第14条に基づき公明かつ適正な選挙を行うことを目的として定める。

（選挙の種類）

第２条 選挙の種類は、通常選挙と補充選挙とする。

２ 通常選挙は、定款第16条に定める任期を務める理事及び監事を選出する選挙であり、役員の任期満了の年度の年度末前までに行う。

３ 補充選挙は理事又は監事に欠員が生じた場合で、かつ理事会が必要と認めたときに行う。

（選挙管理委員会）

第３条 選挙の実施のために、選挙管理委員会を置く。

２ 選挙管理委員は ３ 名とし、正会員の中から理事会で選出して会長が任命する。

３ 理事又は監事は選挙管理委員となることはできない。

４ 選挙管理委員長は、委員の互選により定める。

第４条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

(1)選挙の告示 (2)立候補の受付 (3)選挙広報の発行 (4)投票の受付 (5)開票事務

(6)選挙結果の決定及び発表 (7)選挙に関する異議の裁定

（選挙実施規則）

２ 選挙管理委員会において円滑な業務を行うため、「特定非営利活動法人 日本アマチュア衛星通信協会選挙実施規則」を定める。

（選挙権及び被選挙権）

第５条 選挙権は、選挙告示が行われた月の前月末現在で正会員である者が有する。

第６条 被選挙権は、立候補届出の日に至るまで少なくとも1年間続けて正会員であった個人で、当該選挙の告示の日において 満 18 才以上 であり、かつ ３ 名以上の正会員の推薦を受けた者が有する。

（選挙告示）

第７条 選挙の告示には、次の事項を記載しなければならない。

(1)選挙の種類

(2)定数

(3)立候補受付の期間

(4)選挙公報及び投票用紙の送付時期

(5)投票の締切日

(6)開票の日時

(7)選挙結果の発表時期

（立候補）

第８条

立候補しようとするものは、期限内に指定されて場所へ、必要書類を電磁的に、または郵送で提

出しなければならない。
（選挙公報）
第 9 条 立候補者の所信表明の手段として選挙公報を設ける。
選挙運動は選挙公報のみによるものとする。
第 10 条 選挙管理委員会は、選挙広報における立候補者 1 名当りの掲載字数又は掲載面積に制限を設けることができる。
第 11 条 立候補者は選挙公報に、公序良俗に反する内容又は本協会の品位を損なう内容を記載してはならない。
2 選挙管理委員会は、前項に違反すると認めたときは立候補者に対して訂正又は削除を勧告し、応じないときは、該当部分を削除することができる。
（投票）
第 12 条 投票は、指定の投票用紙を用いて郵送で行うものとする。
（無効投票）
第 13 条 次の投票は、無効とする。
（1）指定の投票用紙を用いないもの
（2）定数を超えて候補者を記載したもの
（3）どの候補者を記載したか確認できないもの
（4）投票締切日以降に到着したもの
（5）投票の効力に疑問があり、選挙管理委員会の合議によって無効と決定されたもの
（無投票当選）
第 14 条 選挙管理委員会は、選挙の立候補者が当該選挙の定数を超えないときは、立候補締め切りののち、遅滞なく立候補者を当選人と定めなければならない。
2 前項の規定による場合は、選挙の投票は行わない。
（改正）
第 15 条 本選挙規定の改正は、理事会の決定によらなければならない。

第 5 版 令和 8 年 11 月 11 日
第 4 版 平成 29 年 1 月 14 日
第 3 版 平成 27 年 1 月 17 日
第 2 版 平成 年 1 月 21 日
初版 平成

特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会 選挙実施規則

この規則は、日本アマチュア衛星通信協会選挙規程（以下規程とする）に基づく理事および監事選挙の実施方法を定める。

1. 選挙管理委員の任命（規程第3条第2項）： 正会員の中から理事会で候補を挙げ、本人の了解を得て行う。

2. 選挙管理委員長の選任（規程第3条第4項）： 選挙管理委員長を委員の互選により決定し、理事会へ報告する。

3. 選挙の告示（規程第7条）： 選挙管理委員会は理事会と日程を調整のうえ、選挙を会誌「Newsletter」にて告示する。その際に、規程第7条の事項に加えて

・立候補および選挙権の基準となる告示日
・立候補の資格
・立候補届の内容および推薦状、所信表明の形式
・立候補届の提出期限と送付先
・選挙広報の配布時期および投票締切日の予定

を明記する。

告示から立候補の締め切りまでの立候補受付け期間、選挙広報の発送から投票の締め切りまでの選挙期間は、2 週間以上とする。

4.推薦および立候補手続き

・推薦者は、立候補者を希望するものに対し、自筆の署名イメージのある推薦状を電子メール添付にて、TO:立候補者、CC:選挙管理委員会事務局（あるいは指定された業務委託先）のメールアドレスへ送付する。

・推薦に際しての自宅住所は、住民票の表記あるいは海外在住者の場合は公的書類の住所と一致させること。

・立候補者は提出期限までに、自筆の署名イメージのある立候補届及び推薦メール、所信表明と推薦状をまとめて、選挙管理委員会事務局（あるいは指定された業務委託先）のメールアドレスへ送付する。

・メールのタイトルに、「JAMSAT 理事（または監事）立候補 コールサイン」と明記すること。

・立候補に際しての自宅住所は、住民票の表記あるいは海外在住の場合は公的書類住所と一致させること。

5. 立候補者の資格審査（規程第4条第2号・第6条）

立候補届及び推薦状、所信表明の全書類が整っている場合、受け付ける。

・立候補届あるいは推薦状の軽微な誤記に対し選挙管理委員長が修正することを認める。この場合、選挙管理委員長は、事前に本人の了解を得るものとする。

6. 選挙告示の日現在の年齢・会員期間・会費納入状況を、必要ならば業務委託先から取り寄せた会員名簿等にて確認する。 書類及び資格に問題のない場合は受理し、立候補者として確定する。

7. 選挙実施の判断(定款第17条・規程第13条):
・立候補者が選挙定数を超える場合は、選挙を実施する。
・立候補者が選挙定数以下の場合は、無投票当選となり、当選者数が理事については２名以下、監事については立候補がない場合は、不足分について、補充選挙を告示することとする。
・いずれも、結果を委員長から理事会に報告する。
8. 選挙の実施(規程第4条第4号)(規程第 12 条):
・選挙は、郵送で無記名投票とする。
・立候補者の一覧表および「所信表明および推薦者」を掲載した「選挙公報」を JAMSAT ホームページ上に掲載し、告示日現在の有権者(正会員)へ投票用紙を郵送で送付する。
・投票用紙には候補者名およびチェックボックスを印刷し、投票は投票したい候補者を選挙定数まで選び、チェックをつけて投票することで行う。 なお、選挙定数に満たなくても、投票は有効であるが、選挙定数を超えた投票は、無効とする。
9. 選挙の開票(規程第4条第5号):
・投票封筒の受け取りは、紛失・混入等が生じないよう、 確実に行う。
・指定の場所へ返送された投票封筒は開封することなく、選挙管理委員会に引き渡すまで厳重に保管する。
・開票(投票封筒の開封・投票結果のカウント・集計)は、選挙管理委員会が行う。
・開票結果を、選挙管理委員長が理事会に、投票封筒を受け取り後 1 週間以内に報告する。
10. 選挙当選者の決定(定款第55条・規程第4条第6号・第13条) :
・無投票による当選者 あるいは 選挙の得票数上位の選挙定数数までの立候補者は当選者として、会誌 Newsletter にて選挙管理委員会から委員長名にて報告する。
・得票数の同数の場合は、選挙管理委員長指定の方法で、抽選とする。
・無投票当選であった場合も、「所信表明および推薦者名」 を Newsletter に掲載する。
11. 選挙管理委員の解任
・当選者が決定すれば、理事会は、選挙管理委員の職を解く。
12.(改正)
本選挙規則の改正は、理事会の決定によらなければならない。
第 6 版 令和 8 年 11 月 11 日
第 5 版 令和 6 年 10 月 26 日
第 4 版 令和 3 年 3 月 16 日
第 3 版 平成 29 年 1 月 14 日
第 2 版 平成 27 年 1 月 17 日
初版 平成